

ハローワーク もりおか

令和4年10月 No.589

事業主の皆さまへ

令和4年10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年10月～11月の具体的な助成内容は下記のとおりとなります。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合) (※1)

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 (※2)	4/5 (9/10) 9,000円	4/5 (9/10) 8,355円 (※3)
	地域特例 (※4) 業況特例 (※5)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円
大企業	原則的な特例措置 (※2)	2/3 (3/4) 9,000円	2/3 (3/4) 8,355円 (※3)
	地域特例 (※4) 業況特例 (※5)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 12,000円

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円 (※7)	8割 8,355円
	地域特例 (※8)	8割 11,000円	8割 8,800円
大企業 (※6)	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円 (※7)	8割 8,355円
	地域特例 (※8)	8割 11,000円	8割 8,800円

- (※1) 原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※2) 生産指標が、前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。
- (※3) 雇用保険の基本手当の日額上限（8,355円）との均衡を考慮して設定。
- (※4) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

- ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
- ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※5) 生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。
- (※6) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※7) 令和4年7月までの上限額は、8,265円。
- (※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※4)。なお、地域特例については月単位での適用とする。
(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象)

【お問い合わせ先】 岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー
☎ 019-606-3285 (代表)

もくじ

- 令和4年10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について…………… 1
- 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介します④…………… 2
- 岩手県最低賃金 令和4年10月20日から854円です!…………… 3・4
- 最近の求人求職のうごき…………… 4

●● 職業生活体験作文に入賞された方の作品を紹介します④ ●●

【令和3年度職業生活体験作文 優秀賞】

「私の職業と将来への希望」

岩手県北自動車株式会社 立花 太一

私の職業は、バスで旅行されるお客様へ岩手県や東北地方についてご案内する男性バスガイドだ。入社から半年が経ち、現在は少しずつではあるが、お客様を乗せての乗務も増えてきた。

バスガイドという女性が多い職業だが、私はもともとバスが大好きなことや人と話すことが好きであること、出身地である岩手で仕事したいということから、バスガイドになった。実際に乗務してみると、一般のお客様の反応は、「テレビでみたよ」「頑張ってるね」などと温かいお言葉をかけて頂くことが多く意外にも男性のバスガイドが受け入れられているように感じた。また、修学旅行での子ども達の反応もバスガイドが男性であることに驚く子供は少なく、私が考えていた以上に皆様に受け入れて頂いており、大変ありがたく思っている。

私の生まれは盛岡市だが、中学校の途中から大学卒業までを宮城県で過ごした。岩手県を離れたことで改めて岩手の魅力に気づくことが数多くあり、岩手県のバス会社で働くことに決めた。

入社してからは、岩手県について、またそれぞれの自治体の観光地や名物・特産品について勉強する他、バスガイドとしての言葉づかいや、振る舞いなど多くのことを覚える日々が続いた。バスガイドになるには観光地や町の知識を多く持たなければならないということは分かっていたが、実際に勉強したことやバスガイドの先輩方から教えて頂いたことは、多岐に渡り、単なる観光地の知識にとどまらないことを知ることになった。東北地方、特に岩手県におけるバスの移動は山の多い風景が続き、隣町への所要時間が一時間以上ということも珍しくない。美しい自然の多い広大な岩手県の特徴であり、バスガイドの腕が試される場でもある。私は日頃の新聞やテレビなどのニュースは勿論だが、普段の生活の中の出来事で「なぜだろう?」「どういうことなのだろう?」といった疑問を持つことを大切にしている。

少しずつではあるが乗務をする中で、お客様と会話をしたり、案内に反応して頂いたりすることが嬉しく、そして楽しく感じられるようになってきた。今は、まだ旅行を誰でも気軽に楽しめるまでに至っていないだろうが、来年こそは、東北の桜の名所や夏祭りに沢山のお客様をご案内できることを願っている。また、それまでにバスガイドとして幅広い知識と技術を身につけ、思い出に残るバスの旅を演出できるよう頑張っていく。



知っていますか? 自分の最低賃金 岩手県最低賃金 令和4年10月20日から 854円です!

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は? | 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	$\frac{\text{時間給 (円)}}{\text{時間}} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
2 日給の場合	$\frac{\text{日給 (円)}}{\text{1日の平均所定労働時間 (時間)}} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
3 月給の場合	$\frac{\text{月給 (円)}}{\text{1か月の平均所定労働時間 (時間)}} = \text{時間額 (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額 (円))}$
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合</p> <p>① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）</p>

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金（結算手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう!

○賃金の引き上げのための設備投資などを行う事業場は助成金が受けられます!

業務改善助成金

最大 600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引き上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



1 支給の要件

1 事業場内最低賃金の引き上げ

2 引き上げ後の賃金額の支払い

3 生産性向上に資する機器・設備を導入

4 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3 労働局に事業実施結果を報告

4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引き上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

岩手県最低賃金(地域別最低賃金)が改正されました 令和4年10月20日から 時間額 854円

[対象となる労働者]

全ての使用者は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

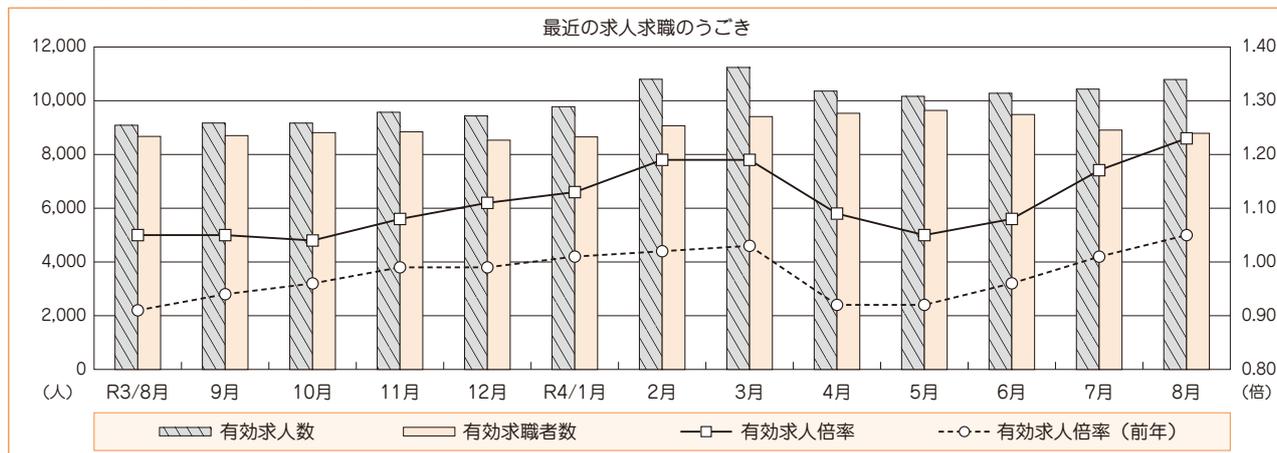
[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。



【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 ☎019-604-3008

最近の求人求職のうごき



	R3/8月	9月	10月	11月	12月	R4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	前年同月比
新規求人数	3,276	3,199	3,548	3,628	3,129	3,981	4,365	4,076	3,540	3,708	3,737	3,891	3,881	18.5%
有効求人数	9,089	9,171	9,169	9,572	9,436	9,779	10,801	11,240	10,360	10,165	10,279	10,433	10,791	18.7%
新規求職者数	1,616	1,755	1,776	1,779	1,547	1,985	2,169	2,234	2,589	2,130	1,881	1,724	1,732	7.2%
有効求職者数	8,673	8,703	8,814	8,843	8,533	8,654	9,070	9,411	9,534	9,641	9,488	8,908	8,787	1.3%
新規求人倍率	2.03	1.82	2.00	2.04	2.02	2.01	2.01	1.82	1.37	1.74	1.99	2.26	2.24	0.21p
有効求人倍率	1.05	1.05	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	0.18p
有効求人倍率(前年)	0.91	0.94	0.96	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03	0.92	0.92	0.96	1.01	1.05	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル
開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>